

さいたま市リユース向け使用済自転車の引渡しに関する仕様書

1 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 履行場所

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) さいたま市クリーンセンター大崎 | さいたま市緑区大崎317番地 |
| (2) さいたま市桜環境センター | さいたま市桜区新開4丁目2番地1 |
| (3) さいたま市見沼環境センター | さいたま市見沼区膝子626番地1 |
| (4) その他さいたま市の指定する施設 | |

3 目的

本市におけるごみの減量化やごみ処理に係る経費削減のため、市民から排出された自転車を安全に整備し、より環境負荷が少ない国内循環型のリユースモデルとして、日本国内においてリユース販売することで、「ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市） さいたまの創造」の実現に寄与する。

4 売却条件

- (1) 契約者（買主）は、買い取った使用済自転車のうち、品質上リユースが困難なものを除いて、全台を安全に走行が可能な水準まで整備すること。また、防犯登録について適切に処理したうえで、買い取った使用済自転車を可能な限り国内リユース販売すること。なお、国内リユース販売とは、日本国内に設けた直営の実店舗（国内向けインターネット販売の併用可。）において、3か月以上店頭に陳列（インターネット販売の場合は、販売サイトへ掲載）することをいう。
- (2) 契約者（買主）は、買い取った使用済自転車の全台について、流通過程を把握管理し、流通経路が分かるトレーサビリティ票（別紙1）を引渡しが行われた日の翌月10日までに提出すること。また、トレーサビリティ票は、発行月から毎月更新し1年間報告するものとし、5年間保管すること。
- (3) 契約者（買主）は、リユース販売先の情報について市（売主）へ開示し、市民への情報開示の対象とすること。
- (4) (1)における「安全に走行が可能な水準まで整備」について、原則として契約者（買主）が所有する整備場で自転車技士又は自転車安全整備士の資格を有する者が整備し、直営の実店舗で販売すること。

5 運搬経費

契約者（買主）の負担とする。

6 搬出用車両及び機材等

引渡し自転車の搬出に係る車両、機器及び消耗品等は、契約者（買主）の負担とする。

7 搬出日時

搬出予定日は、月ごとに契約者（買主）が第2項に掲げる施設とそれぞれ協議して決定し、前月25日までに市（売主）に報告するものとする。

また、搬出時間は8時30分から16時30分の間（12時から13時を除く）とし、詳細は第2項に掲げる施設とそれぞれ協議して決定するものとする。

8 積込み作業及び運搬方法

- (1) 積込み作業及び運搬搬出は、契約者（買主）が行うものとし、引き取り時に、引き取った自転車の台数を第2項に掲げる施設の担当者に報告し、書面により確認するものとする。なお、使用済自転車を積込む際に解体等は行わず、速やかに車両へ積込みを行うこと。
- (2) 車両への積込み方法は自転車を倒さず立てたまま積むこと（別紙2）とし、安全性の観点からヘルメットを着用し、原則2名以上で作業を行うこと。
- (3) 積込み終了後、使用済自転車の保管場所の清掃を行い、自転車の部品や作業に伴って発生したごみを残置しないこと。

9 計量

第2項に掲げる施設ごとに、トラックスケールによる計量（2度計量）を行うものとする。

10 引渡し対象

第2項に掲げる施設において、市が収集した粗大ごみ及び市民が直接持込んだ廃棄物の中から選別・回収した自転車とし、荷物かご、チャイルドシート並びに電動自転車にあってはバッテリー及びその充電器その他の自転車に付属している物品を含む。原則として市民から排出された自転車（三輪車、ストライダー、キックボード、フレームのみ（前後輪なし）を除く。）をすべて引き取るものとする。

なお、入札書提出後及び契約締結後において、当該引渡し対象についての異議申し立ては行えない。

11 予定数量

約12,000台／1年間

12 売却単位

台数を単位とする。

13 売却代金

- (1) 自転車1台当たりの単価契約とし、売却単価は契約期間中同一とする。
ただし、市場相場において大きな変動が生じた場合は、協議により決定する。
- (2) 契約者（買主）が市（売主）に支払う売却代金は、売却単価に台数を乗じて得た金額に、地方消費税及び消費税を加算した額とする。
- (3) 売却代金は、毎月月末清算とし、契約者（買主）は、市（売主）が指定する納入通知書により、納付書に記載の指定日（受理してから20日以内）までに納付しなければならない。振込手数料は契約者（買主）の負担とする。

14 関係法令等の遵守

契約者（買主）は、本業務及びその実施に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、その他の法令、関連する府省令、告示、規則及び条例を遵守し、業務を適正に実施しなければならない。

15 解除の申出

契約者（買主）は、諸般の事情（市況等の外部要因を含む。）により契約期間中、業務履行不可能に陥るおそれがある場合、市（売主）へ解約の申出を行うことが出来る。市（売主）は解約の申出があった場合協議に応じる。

16 協議期間

解約の申出があった日から、解約が成立するまで2箇月の協議期間を設けるものとする。当該期間中については業務を継続するものとし、継続しないことにより市（売主）に損害を与えた場合、契約者（買主）は賠償責任を負うものとする。

17 損害賠償

業務遂行上に発生した作業者の事故、設備機器損傷及び業務不履行等により市（売主）または第三者へ損害を与えた場合についての全責任及び補償費用は契約者（買主）が負うものとする。

18 提出書類

契約者（買主）は、業務開始までに、次の必要書類を提出し承認を受けなければならない。契約期間中、運搬車両等に変更があった場合も同様とする。

- (1) 運搬車両の車検証の写し
- (2) 運転者の運転免許証の写し
- (3) 緊急事態に備えた連絡体制表（任意様式）

19 注意事項

契約者（買主）は、第2項に掲げる施設での業務実施にあたり次の事項について注意すること。

- (1) 作業着等の安全で清潔な服装を着用して作業にあたること。

- (2) 所定の場所以外には立入をしないこと。
- (3) 施設の機能に支障をきたす行為をしないこと。
- (4) 施設構内の車両の走行は、他の車両に十分注意をし、常に徐行で走行すること。
- (5) その他、市（売主）の指示した事項に違反しないこと。

20 その他

計量カードは、最終搬出時または契約終了後1週間以内に返却すること。また、本仕様書に定めのない事項については、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）に準じるものとし、疑義が生じた場合は市（売主）と契約者（買主）が協議して定めるものとする。

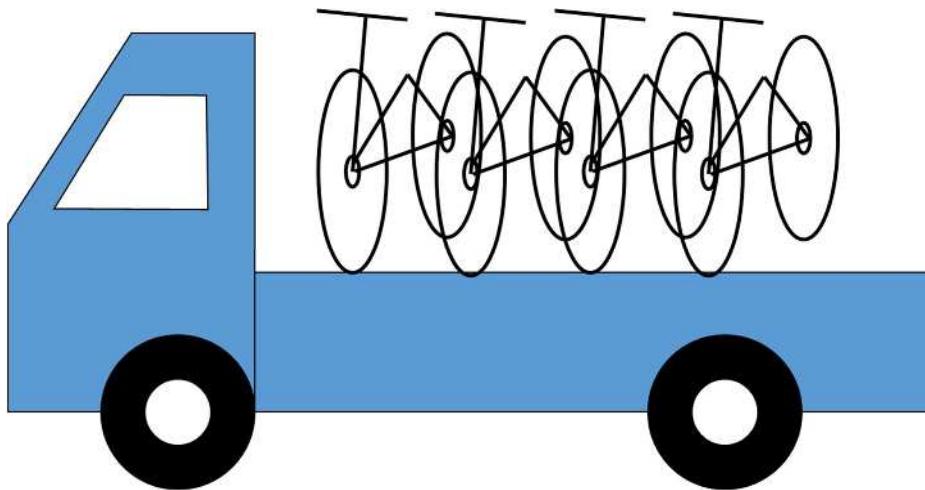
さいたま市国内リユース向け使用済自転車の引渡し（令和〇年〇月分）

住所

名称

※報告する項目が同等以上の場合はこの書式に限るものではない。

図 1 使用済自転車の車両への積込み方（例）



※使用済自転車を解体等せず、倒さずに並べて積込みを行う。

図 2 不適切な積込み方（例）



※使用済自転車を横に倒して重ねて積込む方法は NG とする。